

# 青木村国土強靱化地域計画



令和3年9月

青木村

# 青木村国土強靱化地域計画

第1章 基本事項	
1 計画策定の趣旨.....	3P
第2章 強靱化の推進目標.....	4P
1 青木村における強靱化目標	
2 地域を強靱化する上での目標	
第3章 災害の想定リスク及び施策分野.....	5P
1 災害の想定	
2 施策分野	
第4章 対応方策.....	6P~
1-1 建物や不特定多数の集まる施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	
1-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	
2-1 長期にわたる孤立地域等の発生	
2-2 消防・医療機能の麻痺	
2-3 被災地域における疫病・感染症の大規模災害	
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
3-2 通信インフラの麻痺	
4-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
4-2 上下水道等の長期間にわたる供給の停止	
4-3 交通のインフラの長期間にわたる機能停止	
5-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	
5-2 貴重な文化財の喪失	

# 第1章 基本事項

## 1. 計画策定趣旨

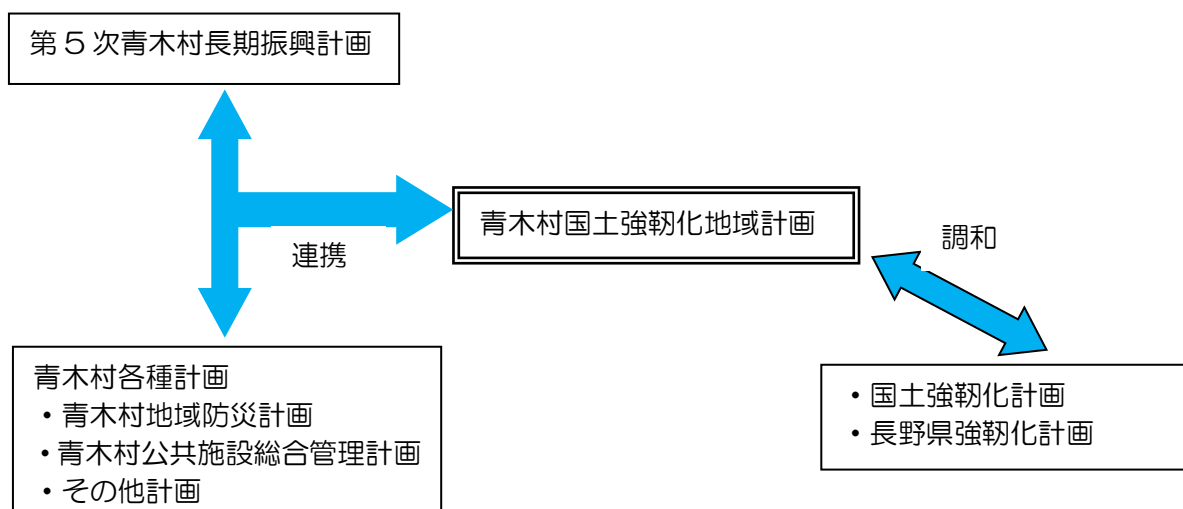
国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進している。

青木村では、こうした国の方針や、東日本大震災などの最近の大規模地震及び豪雨などの風水害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化過去の災害の教訓を踏まえ、災害に強い村づくりを推進するため、基本法第13条に基づき「青木村国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という）」を策定する。

## 2. 計画の位置づけ

この地域計画は「第5次青木村長期振興計画」や「青木村地域防災計画」などの当村における様々な分野の計画と連携し、国・県の計画との調和を図りつつ、策定する計画である。

また、国土強靱化の観点から、本村における様々な分野の指針となる計画とする。



## 第2章 強靱化の推進目標

### 1. 青木村における強靱化目標

地域計画の目標は、村民の生命・財産・安心した生活をするものであり、過去に起きた災害から得られたことを踏まえ「最悪の事態」を想定し地域の課題や現状（脆弱性）を分析し強靱化の対応策を効果的に実施します。

### 2. 地域を強靱化する上での目標

大規模な自然災害等への必要な備えをするため強靱化を推進する「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を次のとおりとする。

#### （1）基本目標

- ・人命の保護を最大限に図る。
- ・被災者や負傷者等に対し、迅速な救助対応がおこなわれること。
- ・村民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に抑えること。
- ・迅速で安全な復旧復興をする。

#### （2）事前に備えるべき目標

- ① 人命を保護する対策の整備
- ② 救助・救急・避難体制の整備
- ③ 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を確保
- ④ ライフラインの整備及び確保
- ⑤ 二次災害を防ぐための整備

#### （3）計画期間

当村においては、年々自然災害等の状況の変化に対応するため計画期間の設定は行わず、地域における実情、災害の緊急性、その他の計画等を勘案して随時必要な見直しを行う。

### 第3章 災害の想定リスク及び施策分野

#### 1. 災害の想定

本計画では、村土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を想定する。

#### 2. 施策分野

起きてはならない最悪の事態等（施策分野）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態						
		総務企画	税務会計	建設農林	商工観光	住民福祉	教育
1.人命の保護	1.建物や不特定多数の集まる施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	○		○	○	○	○
	2.浸水・土砂災害等による死傷者の発生	○		○			
2.救助・救急・避難体制の整備	1.長期にわたる孤立地域等の発生	○		○		○	
	2.消防・医療機能の麻痺	○				○	
3.必要不可欠な行政機能・情報通信機能の確保	1.行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○	○	○	○
	2.通信インフラの麻痺	○					
4.ライフラインの整備及び確保	1.生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○		○		○	
	2.上下水道等の長期間にわたる供給の停止			○			
	3.交通のインフラの長期間にわたる機能停止	○		○			
5.二次的災害を防ぐ	1.ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	○		○			
	2.貴重な文化財の喪失						○

## 第4章 対応方策

本計画では、リスクシナリオ毎に、次のとおり脆弱性の整理と必要な各対応策の設定を行い、強靱化の推進を図るものとする。

### 1-1 建物や不特定多数の集まる施設の倒壊・火災等による死傷者の発生

(脆弱性)

当村においては、古い公共施設において耐震診断をし、耐震工事を実施しているが、大規模災害においては倒壊の可能性があるため、建築物の損壊を最小限度に抑えるために定期的な点検や長寿命化計画を策定し、より安全性を確保する必要がある。

火災等における大規模災害については、消防署との連携による初動体制の活動体制をおこなっているが、少子高齢化や社会情勢の変化に対応できるよう新規消防団員や機能別消防団員を確保により消防力の強化や、地域住民の防災訓練等を通じた防災意識向上が必要である。

(対応策)

- ・耐震診断や耐震改修のための技術的な指導・支援
- ・公共施設の耐震診断および耐震改修、老朽施設の整備
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等の推進
- ・青木村地域防災計画に基づく指定避難所等の整備
- ・消防力の強化、消防施設の整備および消防団員の確保
- ・公営住宅等整備事業(新規整備、建替)等

### 1-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生

(脆弱性)

当村は約半世紀前の昭和34年8月の台風7号による風水害をはじめ、近年では平成22年度7月の梅雨前線豪雨による土砂災害、令和元年東日本台風による豪雨災害等の豪雨・土砂災害が発生し、大きな被害を受けている。

また、当村は千曲川水系の一級河川が村内を縦横断しており、豪雨災害の際は甚大な浸水被害を及ぼす可能性がある。

さらに、当村は急峻な地形が多く、土石流及び急傾斜地の警戒区域も多く指定をされている。

これらの災害を未然に防ぐとともに、災害発生時における被害を最小限に留めるために洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を整備し、地域住民への注意喚起を促すとともに、県等と連携し砂防・治山事業等を推進し、土砂災害防止機能の向上を図る必要がある。

(対応策)

- ・ハザードマップの整備
- ・河川パトロールの推進
- ・地区防災計画作成の支援
- ・砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防工事の推進
- ・治山事業による土砂災害防止機能向上の推進
- ・森林組合等と連携し、森林整備の推進

## 2-1 長期にわたる孤立地域等の発生

### (脆弱性)

当村は急峻な地形が多く、大規模な地震等や土砂災害が発生した場合、主要道路が寸断され、集落の孤立が発生する危険があるが、すべての道路について完全な災害予防策を講じることは困難であるのが実態である。

そのため、国道143号や県道などの幹線道路に関しては、国・県に働きかけを行い、防災減災対策を推進するとともに、村道に関しては、通行量の多い主要路線や危険箇所から順次防災対策を図る必要がある。

また、集落の孤立を想定し、優先して救護すべき要配慮者の把握や避難所となる公民館等の施設の整備等が課題となる。

なお、災害時の孤立地域の住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立が必要となる。

### (対応策)

- ・ 国道143号青木峠早期実現の働きかけ
- ・ (主) 丸子信州新線 豆石峠等主要県道の道路改良の推進
- ・ 村道の災害予防対策の推進
- ・ 要配慮者の把握と避難計画の策定
- ・ 公民館等施設の整備及び食料品等の備蓄
- ・ 災害時の通信設備の維持

## 2-2 消防・医療機能の麻痺

### (脆弱性)

当村の災害時の救急活動や消防活動は、消防団が中心となる。

消防団については人口減少に伴い、運営の効率化のため2分団に統合され、火災活動や避難訓練等の活動に努めているが、今後の少子高齢化により団員減少などが懸念されるため、広域消防や企業・住民の協力が必要となる。

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材・医薬品等の備蓄、調達体制の整備に努める。また、災害時に医療活動の拠点となる青木診療所の災害医療体制の整備に努めるとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

この他、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う必要がある。

### (対応策)

- ・ 各施設への救助、救急資機材の備蓄
- ・ 消防団を中心とする災害発生当初の救助・救急体制の整備
- ・ 消防団員の確保
- ・ 災害時に備えた医療救護所の設置の検討
- ・ 上田市内の病院を中心とした後方医療機関との調整

## 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

### (脆弱性)

村役場も被災するような深刻な事態が生じると、役場が機能不全になる恐れがある。  
また、災害発生時には災害関連の業務が急激に増加するため、非常時の優先業務を適切、迅速に実施することが必要となる。

各課関係機関の協力体制や連絡体制を整理することで、予期せぬ事態を想定して対応策を明確化する必要があり、公共機関施設についても定期的な点検や非常時代替施設を十分に検討しなければならない。

(対応策)

- ・村役場の被災に備えて十分な非常用電源等を確保
- ・『災害時・職員初動マニュアル』による非常時優先業務執行の確立

### 3-2 通信インフラの麻痺

(脆弱性)

平時は情報通信サービス・緊急情報等メール配信・村のホームページによる情報発信、Wi-Fi環境の整備により災害時の情報提供を多角化する対策をしているが、災害時には、通信施設の被災、通信量の急増などにより、通信回線の一時的な利用不能等が発生する恐れがある。

このため、災害対応に必要な通信の確保を目的とした緊急用通信機器の整備と運用体制の確立が必要である。

(対応策)

- ・防災行政無線子局の地震対策
- ・通信回線や通信手段の多様化の推進
- ・災害時優先電話、衛星携帯電話、臨時災害放送局の機器整備と運用体制の確立
- ・広報車両の適切な管理、運用

### 4-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(脆弱性)

災害時の食料等については、長期化した場合、十分な備蓄があるとはいえない状況なので、関係業者等からの調達を含め、備蓄、調達体制の強化を図るとともに、消費期限や在庫等に留意し備蓄計画を立てる必要がある。

また、平時から、他の自治体や企業等との災害時の協定を推進し、災害時の応援体制の要請や支援受入体制などを明確にしておく必要がある。

避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止の対策も課題となっているため、消毒液やマスク等の物品の整備、ソーシャルディスタンスを意識した避難所運営なども重要となる。

公共施設等へのエネルギー供給については、ライフラインがストップしても安定的な供給が図れるよう体制強化を図る必要があり、公共施設や各避難所に発電機等の備品を整備をしていく必要がある。

(対応策)

- ・非常用食料の備蓄・更新
- ・非常用食料の保存状態、在庫の適正管理



- 他の自治体や企業等との災害時の救援協定の締結
- 住民、民間事業者等への食料備蓄の周知啓発
- 備蓄食料及び協定調達食料を住民に供給するための体制整備
- 輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等についての関係機関との調整
- 災害用仮設トイレ等の備蓄
- 新型コロナウイルス感染防止に必要な物資の備蓄
- 公共施設等へのエネルギーの安定的な供給を行うための施設整備

#### 4-2 上下水道等の長期間にわたる供給の停止

##### (脆弱性)

当村の上下水道は老朽化などに伴い、豪雨災害や地震等により上下水道管の破裂等が発生し、給排水ができなくなる事態も想定されるため、これらの事態に対応する関係業者や県、近隣市町村等との連携を深めておく必要がある。

また、水道管については、下水道工事と同時に新しく布設替等を行っているが、下水道外地域等は更新されていない状況である。

古い施設についても徐々に更新しているが、財政的に厳しい状況にあり、水道施設の機器類等についても老朽化が進んでいるため対策が必要である。

##### (対応策)

- 長野県市町村災害時相互応援協定の関係機関との調整
- 水道事業者等の緊急連絡体制の整備
- 復旧資材の備蓄や、給水車等の備品の整備
- 水道施設の機器類等の修繕の優先順位を明確し、更新順を計画する
- 「見える化」を図るために企業会計に移行
- 長期にわたる水道の供給停止の防止については早期復旧や水道水の濁りを除去し安全な水道水の供給を目指す

#### 4-3 交通のインフラの長期間にわたる機能停止

##### (脆弱性)

当村の道路は国・県道が幹線道路となっているが、いずれの道路も急峻な山間部の峠の箇所があり、大雨や地震による土砂崩落や大雪により道路が寸断される可能性があるため、国道143青木峠バイパスをはじめ、幹線道路の整備を進めていく必要がある。

また、村道や橋梁なども老朽化が著しく、整備が進んでいない箇所が数多くあるので、計画的な修繕・改良計画が必要である。

現道路の整備及び防災対策を促進するとともに、災害発生時には、国県や隣接市町村などの関係機関や建設業協会等と連携し、早期の復旧を図る必要がある。

##### (対応策)

- 災害発生時の早急なパトロールの実施
- 道路の維持管理を実施し、安全安心な道路の整備
- 第一次緊急輸送路としての国道143号青木峠バイパス事業の推進
- 幹線道路の国県道を補完・迂回するための村道の改良整備
- 橋梁点検・長寿命化計画に基づく修繕の実施。

- ・各種協定に基づく関係機関への応援要請

#### 5-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生

(脆弱性)

ため池、防災インフラ等について、老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ、人家、公共施設にまで被害を及ぼす危険性があるため、施設の状況を正確に把握し、補強工事など適切な措置を実施する必要がある。

(対応策)

- ・県やため池管理者等と連携し、施設の点検等を実施
- ・ため池及び農業用水路の危険箇所調査や長寿命化計画の策定
- ・ため池の同時決壊時のハザードマップの作成

#### 5-2 貴重な文化財の喪失

(脆弱性)

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し、保護することになっている。これらは貴重な財産であり、次世代に継承していくことが必要である。

当村における文化財は、国宝大法寺三重塔をはじめ木造建築物が多く、震災時の災害対策や防火対策に留意し、文化財の保全を図るとともに、併せて見学者の生命、身体の安全にも留意することが必要である。

(対応策)

- ・各種文化財の防災を中心とした保護対策の推進
- ・所有者または管理者への文化財管理保護の指導と助言
- ・防災設備の拡充